

第8回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会／ 拠出時・給付時の仕組みについて

厚生労働省は、2019年10月9日、第8回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07178.html

当年金NEWSでは、今回の議論の内容についてご案内するとともに、これまで同部会で議論されてきた内容を別紙としてまとめております。

【議事】

事務局から、以下のような整理が示されました。

(1) 企業型DCの加入可能要件の見直し

- ・企業型DCについて、現行は、厚生年金被保険者のうち65歳未満の者を加入者とすることができる（60歳以降は、60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限る）。
- ・一方、DBについては、このような年齢要件や同一事業所要件はなく、厚生年金被保険者（70歳未満）を加入者とすることができる。

⇒企業型DCについて、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、DBとの整合性を図るため、年齢要件と同一事業所要件を撤廃し、厚生年金被保険者（70歳未満）を加入者とする事ができることとしてはどうか。

(2) 個人型DC（iDeCo）の加入可能要件の見直し

- ・iDeCoについて、現行は、国民年金第1～3号被保険者の資格を有していることに加えて、60歳未満という年齢要件がある。
- ・一方、同じく上乗せ年金である国民年金基金については、このような年齢要件がなく、国民年金被保険者であれば加入可能となっている。

⇒高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、iDeCoの年齢要件（60歳未満）を撤廃し、共通の要件として国民年金被保険者であれば加入可能としてはどうか。

(3) 受給開始時期の選択等

- ・DC（企業型・iDeCo）については、現行は拠出終了後の60歳から70歳までで受給開始時期が選択可能となっている。
⇒公的年金の受給開始時期の見直しに併せて、70歳以降も選択できるようにしてはどうか。
- ・DBについては、企業の一般的な定年を踏まえ、現行は60歳から65歳の範囲で支給開始時期を設定可能としている。
⇒企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大してはどうか。

(4) 拠出時・給付時の取扱いに係るその他の検討課題

- ・今後の検討課題として、拠出限度額、中途引出しおよび受給の形態に関する論点が示されました。

*詳細は、別紙7ページをご参照ください。

これらの事務局からの説明に続いて、委員からは次のような意見が出されました。

【委員からの意見（主なもの）】

- ・加入可能要件の見直し（加入可能範囲の拡大）や、受給開始時期の柔軟化（上記（1）～（3））については賛成。（複数委員）
- ・その他の検討課題（上記（4））については、改正が与える影響が大きく、慎重な議論が必要である旨の発言が複数委員より行われました。

なお、次回の部会ではiDeCoやポータビリティの拡充等について議論を行う予定とされています。

<別紙>

【参考】DC法・DB法の改正に向けた主要な検討課題について

- * 本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」、「確定拠出年金」を「DC」と表記します。

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp